

# 序章

## 1. 計画作成の背景と目的

本市は、埼玉県の南西部に位置する中核市です。江戸時代に川越藩の城下町として発展し、廃藩置県後の明治期においても米穀や織物など、様々な物産の集積地として栄えました。大正11年（1922）に県下で初の市制を施行し、その後、昭和30年（1955）に周辺の9か村を合併して、現在の川越市が誕生しました。

市の中心部には、江戸時代初期の町割りが今も残り、明治時代に建造された蔵造りの町家を中心とした町並みが残るなど、歴史を感じさせる都市として知られています。また、国内外から多くの観光客が訪れる、関東有数の観光都市でもあります。

本市では、昭和43年（1968）から同62年（1987）まで、『川越市史』の発刊にともなう調査・研究を行い、多くの歴史遺産の発掘に努めました。さらに、平成に入ると、蔵造りの町並みが「川越市川越伝統的建造物群保存地区」として重要伝統的建造物群保存地区に選定され、「川越氷川祭の山車行事」が国の重要無形民俗文化財指定やユネスコ無形文化遺産の登録を受け、川越城と旧城下町を中心とした歴史遺産を、まちづくりや観光に活かしてきました。

このように、本市の旧城下町が、歴史遺産の保存と活用の中心となっていた傾向がある一方で、旧城下町以外の歴史遺産については、専門的な調査が十分に行われず、詳細な実態が不明確であったり、それらの情報が住民や観光客に十分に発信されず、注目されにくい状態が続いています。川越市全域の歴史遺産を計画的に調査し、把握して、どのように保存・活用につなげていくかが課題となっていました。

国は、文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域総がかりで取り組む体制を整備するため、平成31年（2019）4月1日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（改正文化財保護法）」を施行しました。この法律に基づき、本市では「川越市文化財保存活用地域計画（以下、本計画）」を作成することで、川越市全域の歴史遺産の状況把握や、地域の歴史をめぐる状況と課題を明らかにし、地域の歴史遺産の保存と活用を進めていくこととしました。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 川越市の計画

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく、地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画で、本市の歴史遺産の保存と活用に関する目指すべき将来像や今後の方針等を定め、関連文化財群、文化財保存活用区域を設けて、地域総がかりで文化財の保存及び活用を図る体制を目指す計画です。作成にあたっては、本市の上位計画である「川越市総合計画」、「川越市国土強靱化地域計画」や、関連する個別計画と整合・調和を図っています。

## ①「第四次川越市総合計画」計画期間：平成28～令和7年度（2016～2025年度）

平成28年（2016）に策定された「第四次川越市総合計画」では、市の将来都市像として掲げられた「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を実現するため、八つの分野にわたる基本目標を定めています。このうち、「教育・文化・スポーツ」の「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち」を中心に、それぞれの基本目標の内容を踏まえた計画として位置付けます。

## ②「川越市国土強靱化地域計画」計画期間：令和3～7年度（2021～2025年度）

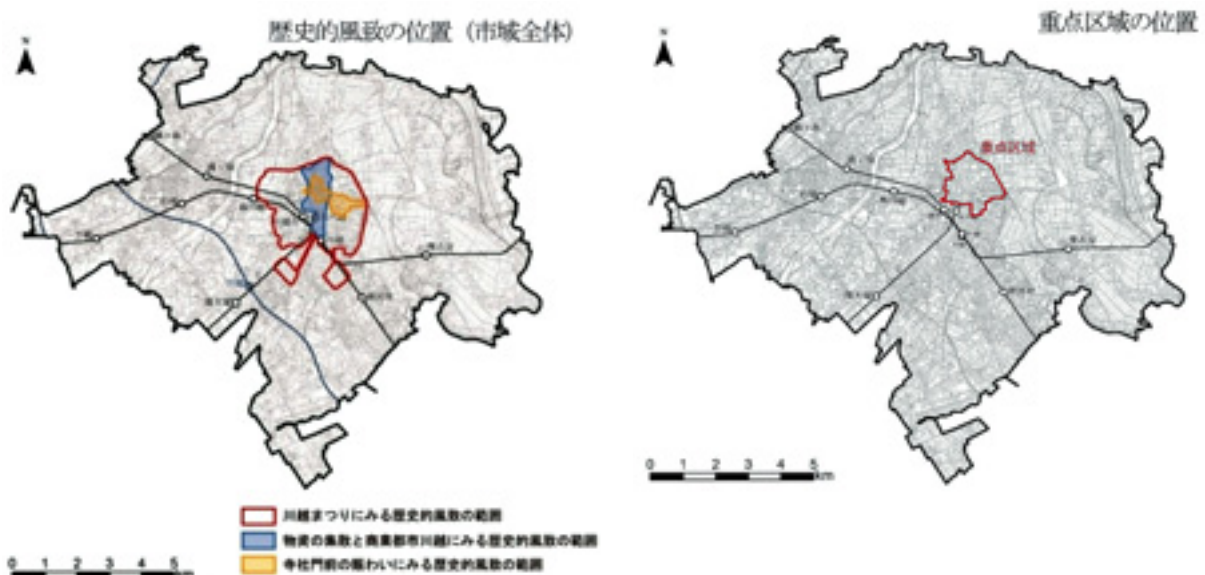
災害に強いまちづくりの計画である「川越市国土強靱化地域計画」では、四つの基本目標のうち一つに「3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」があり、33の「起きてはならない最悪の事態」のうち一つに、「8-7文化財の崩壊等により有形・無形の文化が衰退・損失する事態」を設定し、文化財建造物等の防災対策について掲げています。

## ③「川越市教育大綱」計画期間：令和3～7年度（2021～2025年度）

令和3年（2021）に策定された「川越市教育大綱」では、基本理念「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育む 川越市の教育」のもと、七つの施策の方針のうち一つに「5 文化財の保存・活用」を定めています。

## ④「第2期川越市歴史的風致維持向上計画」計画期間：令和3～12年度（2021～2030年度）

「第2期川越市歴史的風致維持向上計画」は、伝統的な市街地環境とともに人々の活動が受け継がれている歴史的風致として、「1 川越まつりにみる歴史的風致」「2 物資の集散と商業都市川越にみる歴史的風致」「3 寺社門前の賑わいにみる歴史的風致」の三つを設定しています。また、これら三つの歴史的風致が重なり、川越城・旧城下町・喜多院周辺等の文化財が多く集積する市内の約225haを、川越市歴史的風致維持向上地区（重点区域）として、歴史的風致を維持向上するための取組みを進めています。



### ⑤ 「第三次川越市教育振興基本計画」 計画期間：令和3～7年度（2021～2025年度）

総合計画や教育大綱に即して設定される個別計画のうち、特に連携して取り組むものとして、「第三次川越市教育振興基本計画」があります。施策9として「文化財の保存と活用」を掲げています。そのなかで、「未指定を含めた文化財について、地域社会とともにその保存・活用を総合的かつ計画的に実行するため、文化財保存活用地域計画を策定します。」としており、本計画の策定により、地域総がかりで指定文化財を含む歴史遺産の保存と活用を進めることを明記しています。

### ⑥ 「川越市都市計画マスタープラン」 目標年次：令和4年度（2022年度）※改訂作業中

「川越市都市計画マスタープラン」は、将来都市像を「豊かな自然と暮らしやすさを創造する 美しいまち川越」とし、都市づくりの目標として「歴史・自然と活力が共存・共生するまちづくり」を掲げています。また、部門別方針「4 景観まちづくりの方針」では、「川越らしさのある歴史・文化景観の形成」として、蔵造りの町並みを中心とした川越伝統的建造物群保存地区（本庁地区）と、旧川越街道沿いの町並み（高階地区）の景観づくりについて列記しています。その他、昭和30年合併の旧村を基本とする11地区ごとに、地域の個性や特性を生かした魅力あるまちづくりを実現するための基本的な方策を定めています。

### ⑦ 「第三次川越市文化芸術振興計画」 計画期間：令和3～7年度（2021～2025年度）

「第三次川越市文化芸術振興計画」は、「みんなで取り組む、市民誰もが親しめる、文化芸術の推進」を基本理念に掲げ、三つの基本目標に八つの施策を定めています。このうち施策4では「文化財・伝統芸能等の活用」として、文化財や伝統芸能に関する理解を深める事業の充実を掲げています。

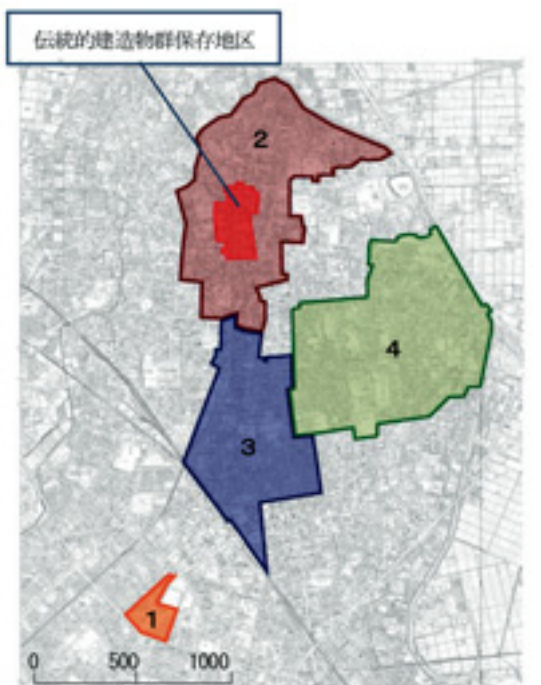
### ⑧ 「川越市地域防災計画」(令和4年(2022)3月改訂版)

「川越市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、川越市防災会議が作成した計画で、本市の地域防災について、本市及び防災関係機関が行うべき事務や業務を定めた総合的かつ基本的な計画です。この計画では、指定文化財に対する収蔵・保管体制の整備や防火体制等の整備強化などについて記しています。

## ⑨ 「川越市景観計画」(平成26年(2014)策定)

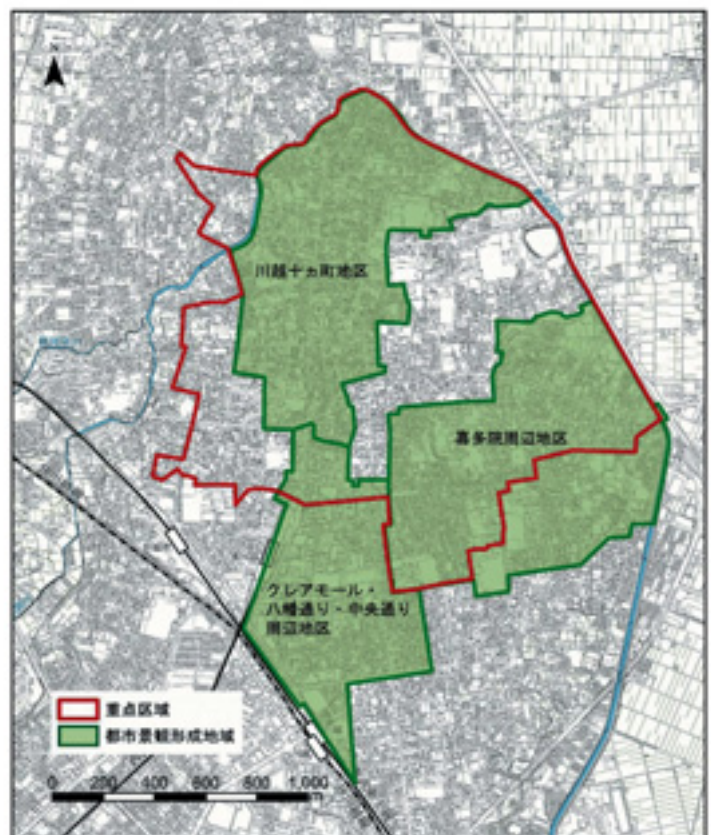
「川越市景観計画」では、「『川越らしさ』を創造する都市景観の形成の推進」を目標としています。本市は、城下町であるマチと、その周辺の農村部であるザイが、人々の営みを通して密接につながり一つのコミュニティを築いてきたことなどから、市内全域を景観計画区域としています。

また、重点的に景観形成を図るべき都市景観形成地域として、「川越駅西口地区」「川越十ヵ町地区」「クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」「喜多院周辺地区」を指定し、地区ごとに地元住民による都市景観協議会の立ち上げを支援し、協働で都市景観形成基準の検討にあたるなど、住民主体の景観まちづくりの実現に取り組んでいます。



都市景観形成地域指定範囲

- 1 川越駅西口地区 (区画整理後の環境維持)
- 2 川越十ヵ町地区 (伝建地区周辺の町並み保存)
- 3 クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区 (商業景観)
- 4 喜多院周辺地区 (文化財周辺の住環境)



都市景観形成地域と歴史的風致維持向上計画の重点区域

⑩「第二次川越市観光振興計画」計画期間：平成28～令和7年度（2016～2025年度）

「第二次川越市観光振興計画」は、基本理念を「世界に発信しよう！EDOが粋づくまち 小江戸川越」と定め、四つの基本方針の一つに「基本方針1 新たな観光をつくりだそう」を掲げ、観光資源の発掘・磨き上げとして、市内及び川越ゆかりの地（本市と歴史的な繋がりのある地域）など観光資源の調査分析や、歴史的価値がある建造物や伝統芸能の活用を謳っています。

⑪「川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画」(平成11年（1999）策定)

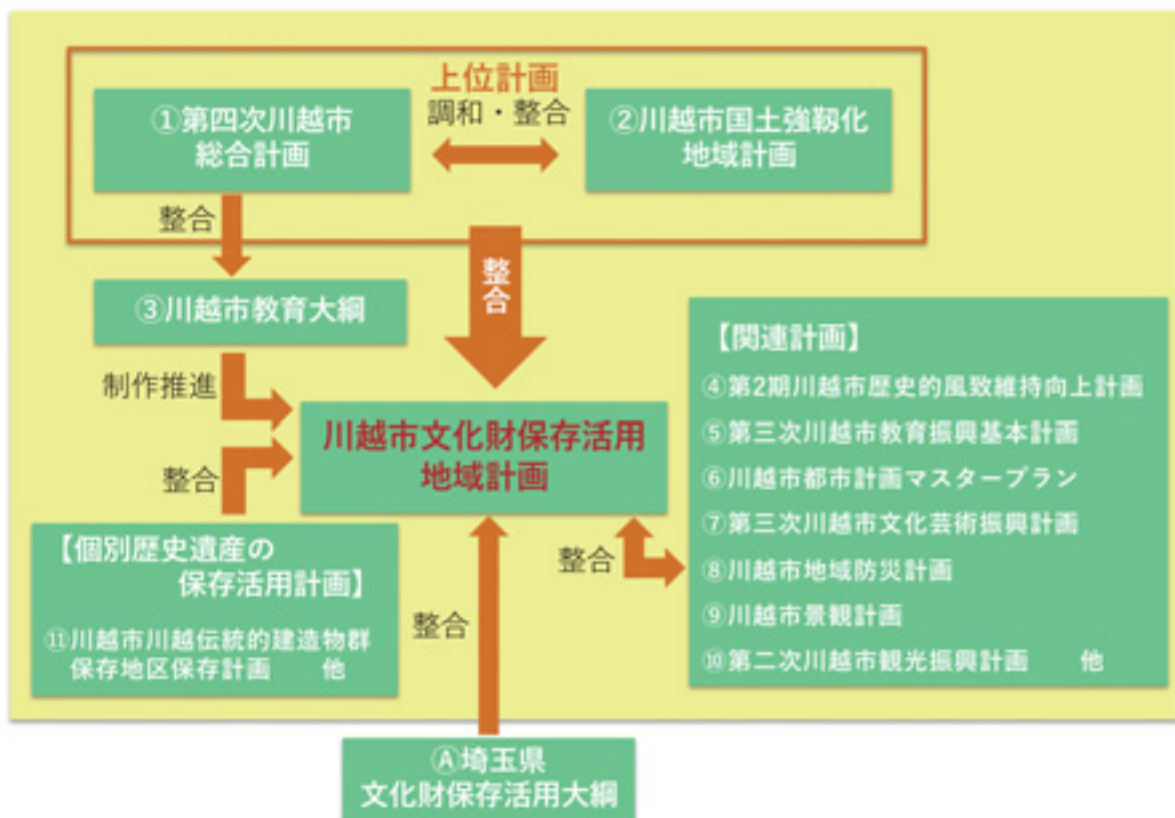
重要伝統的建造物群保存地区にかかる計画として「川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画」があります。川越市川越伝統的建造物群保存地区は、江戸時代の城下町の町割りを基盤とし、江戸・明治・大正・昭和の各時代を代表する多様な建造物により形成されています。この計画では、当地区を保存するための保存整備計画、及び保存のために必要な助成措置等が定められています。

(2) 埼玉県の計画

①「埼玉県文化財保存活用大綱」(令和3年（2021）策定)

本計画は、埼玉県が令和3年（2021）3月に策定した「埼玉県文化財保存活用大綱」と整合を図るものとし、また、今後個別の文化財に対する保存活用計画を策定する際には、本大綱と本計画に即したものとします。

川越市文化財保存活用地域計画の位置づけ



### 3. 計画の期間とその進捗

本計画の計画期間は、令和6年度から同15年度まで（2024～2033年度）の10年間とします。川越市総合計画（以下、「総合計画」と称する）と本計画の終期には2年間の間隔がありますが、この2年間を本計画で定めた事業を総合計画へ反映するための期間とします。

なお、計画の実施にあたっては、進捗管理を適切に行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。また、社会経済情勢や、本市における歴史遺産をめぐる環境等に大きな変化が生じた場合にも、適宜計画内容の見直しを行うこととします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
川越市総合計画	第4次			第5次									第6次			
川越市歴史的風致維持向上計画	第2期										第3期					
川越市文化財保存活用地域計画				第1期									第2期			

計画の進捗については、新たに川越市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、川越市文化財保護審議会とともに、本計画の進捗状況を確認し、適切な助言を得ます。

地域内の文化遺産の保存に影響を与える恐れがある（軽微な変更にあたらぬ）以下の変更については、文化庁長官の変更の認定を受けることとします。

- ① 計画期間の変更
- ② 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響をおよぼすおそれのある変更
- ③ 本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

軽微な変更の場合は、その変更の内容について埼玉県及び文化庁へ情報提供します。また、計画期間の5年ごとに、それまでの進捗管理を踏まえた自己評価を行います。

### 4. 計画の作成体制と経緯

本計画の作成にあたり、川越市教育委員会教育総務部文化財保護課が事務局となり、指定等文化財の所有者、本市の歴史や歴史遺産に詳しい有識者、埼玉県文化資源課、川越市総合政策部政策企画課などで構成される川越市文化財保存活用地域計画策定協議会を設立しました。この協議会は、文化財保護法に基づく法定協議会で、6回に及ぶ協議会のなかで、意見聴取を行い、計画作成を進めました。また、川越市文化財保護審議会に適宜進捗を報告し、意見聴取を行いました。

庁内では、①政策企画課、②財政課、③地域づくり推進課、④文化芸術振興課、⑤美術館、⑥産業振興課、⑦農政課、⑧観光課、⑨都市計画課、⑩都市景観課、⑪公園整備課、⑫中央公民館、⑬中央図書館、⑭博物館、⑮教育指導課、⑯文化財保護課の16課の所属長による川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会や、同16課の担当者による川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会作業部会を組織して、検討を重ねました。

川越市文化財保存活用地域計画作成の経緯

年度	西暦	月 日	概 要
R 3	2021	6月30日	川越市文化財保存活用地域計画策定協議会要綱の施行
		10月20日	第1回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会
		11月1日	第1回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
		12月23日	第1回文化庁協議
R 4	2022	2月2日	第2回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会
		2月14日	第2回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
		3月18日	第2回文化庁協議
		4月26日	第1回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会作業部会
		5月31日	第2回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会作業部会
		7月11日	第3回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
R 4	2023	7月28日	第3回文化庁協議
		10月19日	第3回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会
		11月7日	第4回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
		12月22日	第4回文化庁協議
		1月24日	第4回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会
		2月13日	第5回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
		2月23日	川越市文化財シンポジウム
		3月23日	第5回文化庁協議
		5月24日	第6回文化庁協議
		7月18日 ～8月16日	パブリックコメント
R 5	2023	7月24日	第6回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
		7月28日	川越市文化財保護審議会（地域計画意見聴取）
		12月	川越市文化財保存活用地域計画の文化庁認定（予定）

川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員

番号	役職	名前	区分	肩書・専門分野等	備考
1	委員	原 知之	文化財所有者	市指定文化財・原家住宅所有者	1号委員
2	委員	中村 大介	学識経験者	埼玉大学教養学部教養学科准教授〈考古学〉	3号委員
3	座長	落合 義明	学識経験者	大東文化大学文学部歴史文化学科教授〈歴史学（中世史）〉	3号委員
4	副座長	栗原 健一	学識経験者	立正大学文学部史学科専任講師〈歴史学（近世史）〉	3号委員
5	委員	大久根 茂	学識経験者	元埼玉県立川の博物館研究交流部長、川越市文化財保護審議会委員〈民俗学〉	3号委員
6	委員	守山 登	学識経験者	東洋大学理工学部建築学科非常勤講師〈建築学〉	3号委員
7	委員	根岸 督好	観光に関する団体の代表者	（公社）小江戸川越観光協会専務理事	5号委員
8	委員	栗岡真理子	県職員	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課副課長（～令和4年3月）	6号委員
		内田 幸彦	県職員	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課主幹（令和4年4月～）	6号委員
9	委員	土屋 正裕	市職員	総合政策部政策企画課長（～令和4年3月）	7号委員
		富田 広之	市職員	総合政策部政策企画課長（令和4年4月～）	7号委員
10	委員	田中 勝宏	市職員	産業観光部観光課長	7号委員
11	委員	福釜 周二	市職員	都市計画部都市景観課長（～令和5年3月）	7号委員
		粕谷 勝	市職員	都市計画部都市景観課長（令和5年4月～）	7号委員
12	委員	田中 敦子	市職員	教育総務部文化財保護課長（～令和4年3月）	7号委員
		齊木 隆	市職員	教育総務部文化財保護課長（令和4年4月～）	7号委員